

消費税の転嫁対策特別措置法

梅田総合法律事務所 弁護士 今田晋一
弁護士 梁 沙織

▶ POINT

- ①平成 25 年 10 月 1 日から、消費税転嫁対策特別措置法が施行されます。
- ②法律の目的は「消費税の円滑かつ適正な転嫁」を確保することです。
- ③小売業者だけでなく、全ての事業者に関わる重要な法律です。

1 はじめに

平成 25 年 10 月 1 日から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下「消費税転嫁対策法」といいます。）が施行されます（この法律は、平成 29 年 3 月 31 日まで適用されます。）。

新聞報道等では「消費税還元セールスの禁止」が話題になっていますが、法律の目的は、平成 26 年 4 月及び平成 27 年 10 月に予定されている消費税率の引き上げに際して、「消費税の円滑かつ適正な転嫁」を確保することにあります。

消費税は、各取引の段階で課税され、価格に転嫁されて最終的には消費者が負担しますが、取引先との力関係等により、実際には価格に転嫁できないことがあります。消費税転嫁対策法は、中小事業者等が消費税増税分を適正に価格に転嫁できるよう、転嫁拒否行為を禁止すること等を定めています。

小売業者のみでなく、全ての事業者に関わる重要な法律ですので、法律のポイントを確認し、適切な準備を行うことが必要です。

なお、政府からは、平成 25 年 7 月 25 日にガイドライン（案）が公表され、意見募集のためのパブリックコメント手続が実施されました。今後、正式なガイドラインが公表される予定ですが、本稿では、上記のガイドライン（案）にしたがって、法律の概要をご紹介します。

2 法律の概要

消費税転嫁対策法の主なポイントは、以下の4点です。

- (1) 消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買ったたき等）の禁止
- (2) 消費税の転嫁を阻害する表示の禁止
- (3) 価格の表示に関する特別措置（総額表示義務の緩和）
- (4) 転嫁カルテル・表示カルテルの容認

(1) 消費税の転嫁拒否等の行為の禁止

「特定事業者」は、平成26年4月1日以後に「特定供給事業者」から受ける商品や役務の提供に関して、次に掲げる行為をしてはならないとされています。【※注参照】

①減額

合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒むこと。

(例1) 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合

(例2) 消費税率引上げ後にリピートの増額又は新たな提供を要請し、リピートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

②買ったたき

同種もしくは類似の商品・役務に対し通常支払われる対価に比べて合理的な理由なく低く定めることにより、消費税の転嫁を拒むこと。

(例) 本体価格が100円の商品について、原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ後の対価を105円のまま据え置くこと

③購入強制、役務の利用強制、不当な利益提供の強制

消費税の転嫁に応じることと引き換えに、自己の指定する商品を購入させたり、自己の指定する役務を利用させたり、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

④税抜き価格での交渉の拒否

商品や役務の対価に係る交渉において、消費税抜き価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと。

⑤報復行為

特定供給事業者が公正取引委員会等に①～④の行為を知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止する等の不利益な取扱いをすること。

【※注】「特定事業者」「特定供給事業者」に該当するのは、次の2つのパターンです。

	特定事業者	特定供給事業者
パターンA	「大規模小売事業者」 ※前事業年度売上高 100 億円以上または 店舗面積 1500 m ² 以上（東京都区及び政令 指定都市では 3000 m ² 以上）	「大規模小売事業者」に継続して商品や 役務を供給する事業者 (※規模の大小を問わない)
パターンB	右の事業者から継続して商品や役務の 供給を受ける法人である事業者 (※規模の大小を問わない)	・ 個人事業者 ・ 法人格のない社団・財団 ・ 資本金等の額が3億円以下の事業者

(2) 消費税の転嫁を阻害する表示の禁止

「事業者」¹は、平成26年4月1日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について、次に掲げる表示をしてはならないとされています。

①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

(例)「消費税は当社が負担しています」「消費税還元セール」

②取引の相手方が負担すべき消費税相当額の全部または一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

(例)「消費税率上昇分を値引きします」「消費税8%分還元セール」

③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示として内閣府令で定めるもの

(例)「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

※ 宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示には該当しないとされています。

(例1) 消費税との関連がはっきりしない「生活応援セール」

(例2) たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけの「3%値下げ」「3%還元」

(例3) たまたま消費税率と一致するだけの「8%値下げ」「8%還元セール」

(3) 価格の表示に関する特別措置（総額表示義務の緩和）

①平成25年10月1日以降、事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じているときに限り、税込価格を表示しないことが認められます（ただし、できるだけ速やかに税込価格を表示するよう努めなければなりません。）。

<誤認防止措置の例>

- ・ 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において「〇〇円（税抜）」のように税抜価格であることを明示する。
- ・ 個々の値札等には「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に「当店の価格は全て税抜価格となっています」と掲示する。

②事業者は、税込価格に併せて、税抜価格又は消費税の額を併記することもできますが、一般消費者に誤認を与えないよう、税込価格を明瞭に表示することが必要です。

(○) 9,800円（税込10,584円）

(×) 9,800円 税込10,584円 （税込価格表示の文字が著しく小さく、見落とす可能性がある）

(4) 転嫁カルテル・表示カルテルの容認

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における商品又は役務の供給について、事業者や事業者団体が行う「転嫁カルテル」「表示カルテル」は、公正取引委員会が定めた期間内にあらかじめ届け出ることを条件に、独占禁止法の適用除外となります。

①転嫁カルテル（消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為）

(例1) 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せする旨の決定

(例2) 消費税額の上乗せにより計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により、合理的な範囲で処理する旨の決定

¹ 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）における「事業者」と同様であり、消費税の課税対象者に限られないとされています。

※税込価格や税抜価格（本体価格）を決めることは、適用除外の対象になりません。
※参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

②表示カルテル（消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為）

（例1）消費税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定

（例2）価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定

3 違反行為への対応

公正取引委員会、消費者庁、主務大臣、中小企業庁長官は、必要に応じて報告徴収や立入検査を行い、違反行為を防止または是正するための助言・指導を行います。

また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会または消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

4 おわりに

今回の消費税転嫁対策法は、過去の転嫁対策ではガイドラインで対応していた規制内容を含め、特別措置法として立法化し、規制の強化を図ったことに特徴があります。

既に公表されているガイドライン（案）や、今後公表される正式なガイドライン等に注目し、具体的にどのような行為が規制対象となり、どのような表示が認められるのかを確認して、平成26年4月1日に予定されている消費税率の引き上げに向けた準備を行いましょ。

今後の対応について疑問のある方は、ぜひとも当事務所にご相談下さい。

※ 許可なく転載することはお差し控下さい。

※ このニュースレターはPDFファイルでメール配信が可能です。当事務所までご指示下さい。

COLUMN

約5年半前に発生したイージス艦と漁船の衝突事故を覚えていらっしゃるでしょうか。事故直後は、マスコミによってイージス艦が一方向的に悪いと断罪されましたが、先日、自衛官の刑事事件について無罪判決（確定）を勝ち取ることができました。横浜地裁、東京高裁に4年以上通い続けた上での無罪判決には感慨深いものがありました。他方で、マスコミの取扱いは小さく、本人の失われた名誉、時間、労力の大きさを痛感しました。日頃の危機管理においても、世論に惑わされず、迅速かつ的確に事実を把握し、適切なタイミングで社会に伝えることが重要であり、企業の被る不利益を最小限に食い止めることに繋がります。当事務所には、危機管理、刑事事件をはじめ幅広い分野を得意とする弁護士が在籍しています。お気軽にご相談下さい。

（弁護士 伴城 宏）

梅田総合法律事務所

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

<http://www.umedasogo-law.jp>

UMEDA SOGO NEWS LETTER